

ヒアリング資料

平成18年7月13日 土師 守

・六甲友の会

六甲友の会は、犯罪で大切な家族を失った遺族の集まりで、いわゆる自助グループです。メンバーは兵庫県在住者が主体ですが、兵庫県の近隣の方も参加しています。

ひょうご被害者支援センターが2002年1月に設立されましたが、その活動内容の中に、犯罪被害者の自助グループの支援が含まれており、六甲友の会は、ひょうご被害者支援センターの設立とともに活動を開始しました。そのため、他の自助グループとは非常に異なっているところがあります。それは、会の発足当初から臨床心理士の方々の参加が得られたことです。ひょうご被害者支援センターの役員は、弁護士、臨床心理士、精神科医、税理士、YMCA、犯罪被害者遺族で構成されています。その内の臨床心理士の方々が、率先して、ボランティアとして会の活動に参加して頂きました。さらに、所属する大学のカウンセリングルームを無償で提供してもらえるように計らって頂きました。

犯罪とは異なりますが、1995年に発生した阪神淡路大震災を経験したこともあり、兵庫県には被害者支援の気持ちを持つ臨床心理士や精神科医が多く育ったことも一つの大きな要因になったと思います。

自助グループの活動においては、犯罪被害者支援の気持ちを持った臨床心理の専門家の参加は、非常に重要な役割があると考えていましたが、六甲友の会では、当初からこれらの方々の参加を得られたことで、活動がスムーズにいったのではないかと思います。集会の時などに、遺族の感情が走りすぎないように適切なアドバイスをしてくれ、そして温かく見守ってくれる臨床心理士の方々の存在は、自助グループにとっては非常に重要です。

1) 自助グループの主な活動内容

月に一度、第三日曜日に、甲南大学カウンセリングセンターの一室を借りて、集まりを開いています。

会の中ではメンバーそれぞれが、さまざまなことについて話をします。各々の事件のこと、亡くなった家族のこと、加害者に対する怒り、被害者をないがしろにする社会への憤りなど、事件に関係する話もします。そしてそれ以外にも、普通の世間話もし、大笑いもします。被害者遺族同士という、気の置けない関係が、精神的

な安定、回復につながっていきます。

また、ひょうご被害者支援センターの理事をしている弁護士や、被害者対策室に所属する警察の方に適宜参加してもらい、専門的な話を聞き、疑問点について質問をしたりすることもあります。

月に1回の定例会に加え、年に一度、泊まりがけの親睦会を行っています。

ひょうご被害者支援センターが、年2回シンポジウムを開催していますが、その時には手伝いをしたり、さらに、パネリストとして参加したりしています。また、電話相談員の研修会では、メンバーの内の5人程度で講習を担当しています。警察の研修会等にも講演をしたりしています。

一昨年は、メンバーの思いを綴った手記を出版しました。そして毎日新聞が兵庫版で、全ての内容を紹介した記事を、連載で掲載してくれました。

記者の方の中で、被害者問題に関心があり、勉強したいという方々には、集まりに参加してもらっています。記者の方の考え方を被害者にとって良い方向へと変えることにもなりますし、また被害者問題を一般の方々に知ってもらう一助になっていると思います。

2) 自助グループ組織体制

会員の数は、20人程度で、定例会には十人~十数人程度が参加しています。

常勤・非常勤に関わらず、スタッフはいませんが、会の成り立ちの関係で、事務連絡等については、ひょうご被害者支援センターの事務局に協力して頂いています。

ひょうご被害者支援センターの役員である臨床心理士(大学の教授)のうち2人がボランティアとして毎回定例会に参加して頂いています。また、その教室の学生等が記録等を含め、ボランティアとして参加して頂いています。

定例会には、ひょうご被害者支援センターの役員である弁護士や、県警の被害者対策室の方に必要に応じて参加して頂いていますが、勿論これらは全てボランティアです。さらに、マスコミ関係者にも定例会は開放しており、被害者問題に関心を持つ記者を受け入れています。

3) 活動実施や組織運営に必要な経費はどのように確保しているのか。

会員からは会費は集めていません。ただ、会員資格として、ひょうご被害者支援センターの正会員であることを原則としていますので、その会費が、年間5千円かかります。

事務関係の費用や有償の施設を借りた時の費用、定例会のお茶代は、ひょうご被害者支援センターから出して頂いています。さらには、遺族の手記の出版費用もひょうご被害者支援センターで出して頂きました。ただ、最近手記を出版したこと

で、それに伴う収入もありましたので、その中からも経費を出すようになってい
ます。

事務所はありません。六甲友の会のもう一人の世話人がかなりの事務を行って
いますが、前述しましたように、ひょうご被害者支援センターで事務業務を手伝っ
て頂いています。

定例会は、殆どは甲南大学カウンセリングセンターの一室を無償で提供して頂い
ています。使用できないときは、主に公的な施設を使用していますが、その費用は
ひょうご被害者支援センターで負担して頂いています。

・他の自助グループの現況（5グループ）

1) 主な活動内容

A)

- ・定例会(自助活動含む)
- ・被害者が関わる機関や専門家をお招きしての勉強会
- ・被害者支援の啓発活動の一環としての街頭キャンペーン・市民集会・講演ほか

B)

- ・毎月の例会、会員の講演、手記集の発行、遺族のCD作成。

C)

- ・2ヶ月に1回の割合で3時間程度様々な話をしています。
- ・話の内容は、近況報告や刑事裁判、民事裁判の悩み等、様々。

D)

- ・定例会---2ヶ月に1回、3時間程度
- ・講話---地区内の少年院・少年刑務所・刑務所・警察署・大学・郵便局等
- ・裁判傍聴支援

E)

- ・会員が全国にいるため、会員全員が集まることは困難。年に1回は集まる機会を
持っているが、それ以外は会員同士がメールや電話などを利用して連絡している。

2) 自助グループ組織体制

A)

- ・原則殺人事件の被害者により構成運営：現在までにのべ 39 名(19 事件)参加 毎月
の定例会平均参加者数は 10 名前後
- ・スタッフ：無償ボランティア数名
- ・自助グループ設立当初より被害者支援センターのご協力を頂いており、センター
を通じての弁護士、臨床心理士の参加協力がある時も。

B)

- ・有償・無償に関わらずスタッフや専門家の参加、協力無し。

C)

- ・代表 1 名、他 7 名。
- ・スタッフは特にいない。
- ・弁護士、臨床心理士等の参加、協力は特に無し。

D)

- ・子供を亡くした遺族のみ（常時参加は 4 ～ 5 名）
- ・定例会の時、被害者支援センターの臨床心理士他数名がオブザーバーとして立ち
会ってくれています。

E)

- ・常勤・非常勤、有償・無償に関わらず、ボランティア等のスタッフはいません。
- ・臨床心理士等の専門家の参加はありません。地域の臨床心理士会を通じて協力を
求めましたが断られました。

3) 活動実施や組織運営に必要な経費はどのように確保しているのか。

A)

- ・2004 年度、2005 年度は(財)矯正協会刑務作業協力事業部より助成を受けている。
- ・定例会開催時に参加者から会場費、資料代、お茶代など集金 参加一名につき 500
円～1,000 円程度
- ・街頭キャンペーン・市民集会の際には、被害者支援センターから資金・人手のご
協力を頂いたり、関係機関や企業団体および個人に寄付金の協力をお願いしている。
- ・事務所は無し。代表宅に自宅用とは別回線の電話 F A X を設置。
- ・定例会などの活動場所は公共施設(有償)を利用。

B)

- ・補助---どこからも受けていない。
- ・会費---会員は10数名だが、実際に例会に参加するのは数名で、500円を会費として集めているほか、遺族の手記集、CDなどを発行して寄付として頂いているが、十分な運営費までいかない。
- ・事務所---公的施設を無償で借りられている。

C)

- ・当日集まった方々で部屋代を割り、後は郵送費として切手代を集めています。
- ・ホテルの一室を借りて(和室)そこで話し合いをしています。
- ・その日集まった人数にもよりますが、1回につき1000円程度集めています。
- ・助成、寄付、国地方公共団体からの補助等は一切ありません。

D)

- ・補助・助成はありません。
- ・会のパンフレットは被害者支援センターで作成して戴きました。
- ・定例会に参加した時にお茶代として1家族500円徴収しています。
- ・事務所はありません。外部からの連絡等は被害者支援センターにしてもらっています。

E)

- ・補助・助成はありません。
- ・入会時に、就労状態にある人からは、入会金として12000円を頂いていますが、それ以外には、会費を集めていません。寄付は、親御さん達から頂きました。不足分は、代表からの持ち出しになっています。
- ・事務所はありません。会員が集まる場所としては、ホテルの1室を借りたり、代表が自宅を開放したりしています。

4) 現在、自助グループにおいて十分に対応できている点、活動を充実させたいあるいは新たに活動を行いたいと考えているが、現状では十分に対応できていない点は何か。

<対応できている点>

- ・参加した被害者からは、「他の被害者と話せる機会を得たことで一人では知りえなかった情報を得ることができ精神的にも救われた。」というご感想を頂くことが多く、一人ではない安心感を得られる場所として役立っていると思う。

・立ち上げた目的が、「止まり木的な居場所」、「ほっとできる時間の共有」だったので、その意味では対応できていると思う。

<対応できていない点>

- ・どのグループにおいても、活動資金が不足しています。
- ・毎月の定例会開催のお手伝いをはじめ支援協力いただける人手が不足しています。
- ・会の運営は、被害者遺族自身で行っていますが、定例会の進行等も含め、専門家のアシストが欲しい。
- ・定例会の会場の無償での確保ができれば、会員の負担を少なくすることができる。
- ・被害者支援を熟知した専門家の絶対的な不足および専門家に協力を依頼するためのパイプラインが整備されていない。専門家に関わってもらうにしても、補助、助成が無く、交通費や謝礼を渡すことができない。
- ・自助グループの会に参加したいと思い、本当に参加を必要としている人が多くいます。その中でも、仕事の関係等で、どうしても参加できない人がいます。そのような人達に参加できるような体制にして欲しい。また、家にこもって回復出来ないでいる遺族に会の存在を知らせ、立ち直りの一助にしたい。
- ・他の犯罪被害者自助グループとの間での連携ができていない。年に1度くらいはグループが集まるような、例えばシンポジウム等の催しをしたいが、会場を借りるにしても費用がかかり、また会場に行くにしても遠方からでは旅費等の負担が大きい。運営を手伝ってもらえるようなボランティア等のスタッフの確保や資金の確保も大きな問題です。

5) 財政的な問題がなければ、十分対応できていない点についてどの程度対応できるようにになると考えられるか。

- ・先ほどの問題点の内、かなりのことに対応できると思います。
- ・犯罪被害者は、事件の関係で経済的にも辛い立場に置かれている人が多くいます。生活のために、会に参加したくても仕事を休むことができない人もいます。参加するための交通費や参加費も、高くはないにしてもやはり負担になります。定例会の会場の確保や交通費の補助があれば、会にも参加しやすくなると思います。
- ・犯罪被害者自助グループ間の連携を深めるような会合を持つにしても、運営費や交通費の補助があれば、開催可能になると思います。
- ・財政的な問題がなかったとしても、すぐに対応できないこととしては、やはり人的な問題があります。犯罪被害者支援に通じた臨床心理士、精神科医、弁護士やボランティアの育成には、資金だけでなく、時間がかかりますし、またそのような気

持ちを持った方々が必要です。資金と人手は車の両輪であり、どんなに財政基盤が確保されてもマンパワーが足りなければ活動の拡充はできないと思います。

・犯罪被害者等基本法が制定されたといっても各地域、自治体での支援の具体化は正にこれからという現状の中、犯罪被害者問題の一般社会への浸透は浅く、一層の理解と協力支援を得るために国を挙げての啓発活動が必要と思います。

6) 自助グループにおいて、国・地方公共団体から受ける援助として、財政的援助以外にどのようなニーズがあるか。

- ・活動場所の無償での確保（公的施設等）
- ・専門家を、被害者の費用負担無く自助グループに参加してもらえるような体制を作って欲しい。
- ・警察、地方公共団体等の関係機関や犯罪被害者支援の専門家、ボランティアと自助グループとの連携を密にして欲しい。
- ・新たな被害者や被害直後の支援だけではなく、時間が経過した被害者が集まるグループへの長期的な支援もして欲しい。
- ・自助グループの存在を同じ痛みを持つ遺族に広く知らせて、会に参加できるようにして欲しい。
- ・被害者のニーズを反映させるための定期的なヒアリング。
- ・中央と地域との格差のない公平な情報提供および支援。
- ・専門家の育成は非常に重要なことです。しかしながら、一朝一夕でできるものではありません。講義を受けただけで、すぐに育成されるものではありません。実際に犯罪被害者と接しながら、その思いを理解しよう、教えてもらおうという気持ちを持たなければ、本当の専門家にはなれません。ただ臨床心理の専門家、精神科医というだけでは犯罪被害者支援の専門家には絶対になれません。真の意味での犯罪被害者支援の専門家を継続的に養成するようなシステムを構築して欲しいと思います。

・まとめ

自助グループの主な活動内容としては、やはり定例会を主体としたものになっています。犯罪により被害者遺族になった人々が集まることにより、お互いの立ち直り、精神的な安定に繋がっていくもので、最も重要な活動と思います。また故人を偲んでの手記集の出版や講演活動、シンポジウムへの参加などの活動を行っているところもみられます。

自助グループの組織体制は、会員のみで構成されているグループが多いようです。知り合いになった被害者が自然発生的に自助グループを立ち上げていることが多いために、自分たちだけで会を運営している場合が多いのではないかと思います。自助グループを運営していくためには、やはりそれなりのスタッフが必要です。特に、犯罪被害者支援の気持ちを持った臨床心理士や精神科医の参加は必須といって良いと考えています。

運営に必要な経費の確保は非常に重要な問題です。民間の支援団体に比較すれば、必要な経費は微々たるものだと思いますが、事件により金銭的にも多くの負担を強いられている被害者にとっては、それほど多くはない経費でさえも、重くのしかかってきます。事務関係の費用、会場を借りる費用に加え、交通費も馬鹿にはなりません。定例会が自宅から遠いところで開催されれば、かなりの額の交通費が必要になります。また、他のグループとの連携を図る場合には、当然のことですが、会場が近いということは少ないでしょうから、交通費も高くなりますし、非常に遠方の場合には宿泊費も必要になります。

自助グループの活動をさらに活発化させていくためには、多額ではないにしろ経済的な援助が必要だと思います。

援助の仕方ですが、2つの方法が考えられます。六甲友の会のように民間の支援団体と密接な関係があるような自助グループでは、人的援助を含め、民間支援団体を経由して援助を行うことを考えても良いのではないかと思います。勿論、自助グループの支援としての助成という形になるかとは思いますが。もう一つは、民間の支援団体との関係が希薄な自助グループの場合ですが、この場合は直接援助をすることになるかと思えます。経済的な援助と施設の無償提供や専門家の派遣等の援助が必要になると思えます。

自助グループの活動というものは、犯罪被害者自らが事件の精神的な被害から立ち直ることを中心として行っているものです。犯罪被害者のこのような活動に対して援助を行うことは、立ち直りを促進することであり、民間支援団体への支援とあわせて考えるべき重要な問題だと思います。